

公の施設の指定管理者の指定の件（札幌市民ホール）

平成30年（2018年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市民ホール
- 2 公の施設の位置
札幌市中央区北1条西1丁目
- 3 指定管理者
札幌市東区北42条東17丁目6番12号
大和リース株式会社札幌支店
支店長 前田 博之
- 4 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、札幌市民ホールの指定管理者を指定するため、本案を提出する。